

1. 制限行為能力者制度

Date

/

Date

/

Date

/



Aが成年被後見人と被保佐人である場合に関する次のアからオまでの記述のうち、Aが被保佐人である場合にのみ正しいこととなるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、Bは、Aが成年被後見人である場合の成年後見人又はAが被保佐人である場合の保佐人とする。

ア AがBの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がBに対し1か月以内にその売買契約を追認するかどうかを確かすべき旨の催告をしたにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しないときは、その売買契約を追認したものとみなされる。

イ AがBの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がAに対し1か月以内にBの追認を得るべき旨の催告をしたにもかかわらず、Aがその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その売買契約を取り消したものとみなされる。

ウ Aが行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いて不動産を購入したときは、その売買契約を取り消すことはできない。

エ AがCの任意代理人として不動産を購入した場合において、Bの同意を得ていないときは、Bの同意を得ていないことを理由として、その売買契約を取り消すことができる。

オ BがAの法定代理人として不動産を購入するには、Bにその代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなければならない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

(司法書士試験 平成29年度)

正解
4

1. 制限行為能力者制度「制限行為能力」

ア Aが成年被後見人及び被保佐人のいずれである場合にも正しい

制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の相手方は、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす（同法20条2項）。

イ Aが被保佐人である場合にのみ正しい

制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は同法17条1項の審判を受けた被補助人に対しては、同法20条1項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす（同条4項）。

ウ Aが成年被後見人及び被保佐人のいずれである場合にも正しい

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない（同法21条）。当該規定の適用について、制限行為能力の程度によって差異はない。

エ Aが成年被後見人及び被保佐人のいずれである場合にも誤り

代理人は、行為能力者であることを要しない（同法102条）。したがって、Aは、Bの同意を得ていないことを理由として、自らが代理人としてした売買契約を取り消すことができない。

オ Aが被保佐人である場合にのみ正しい

家庭裁判所は、同法11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（同法876条の4第1項）。これに対し、後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表するものとされ（同法859条1項）、成年後見人は、当然に代理権を有する。

以上により、Aが被保佐人である場合にのみ正しいこととなるものはイ・オであり、正解は**4**となる。